様式第２号（第８条関係）

（表　　面）

国外犯罪被害障害見舞金支給裁定申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請者　　氏名　　㊞

下記により、国外犯罪被害障害見舞金の支給の裁定を申請します。

国外犯罪行為の行われた日時			年　月　日　午前／後　時頃（　　）	
国外犯罪行為の行われた場所				
国外犯罪被害者	フリガナ			男・女
	氏名			
	生年月日		年　月　日生	
	本籍			
	住所	現住所		
		国内最終住所等		
		国外犯罪行為時住所		
	勤務先名称・所在地			
	負傷又は疾病が治った日		年　月　日	
	永住意思の有無		有・無	
国外犯罪被害の発生状況				
精神又は身体の障害の部位及び状態（精神の障害については状態に限る。） 常時介護の要否（　要　・　否　）				
備考				

※受　付	年　月　日　第　　号 （　　領事官経由）

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏　　面）

注意

1　国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けることができるのは、国外犯罪行為が行われた時点で日本国籍を有している方です。ただし、その時点で日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる方は除かれます。

2　申請者は、※印の欄には記入しないでください。

3　申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。

4　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。

5　下記13の場合を除き、日時の記載は、日本時間を記入してください。

6　「国外犯罪被害者」の「本籍」、「勤務先名称・所在地」及び「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時のものを記入してください。

7　「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍を記入してください。
　なお、日本国籍は、国籍法（昭和25年法律第147号）第11条第１項又は第２項の規定により、自己の志望によって外国の国籍を取得したとき又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされています。

8　「国内最終住所等」の欄には、申請の時において日本国内に住所を有しない場合のみ次のとおり記入してください。
　⑴　いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合は、申請者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地
　⑵　いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない場合は、申請者の本籍地

9　「負傷又は疾病が治った日」の欄には、負傷又は疾病が治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日を記入してください。

10　「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時に国外犯罪被害者が日本国外に生活の本拠を有していた場合に限り、当該国外犯罪被害者のその地に永住する意思の有無を選択してください。

11　「精神又は身体の障害の部位及び状態」の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。

12　「精神又は身体の障害の部位及び状態」の欄の「常時介護の要否」は、常に介護を要する状態である場合にのみ、「要」を○で囲んでください。

13　「国外犯罪行為の行われた日時」の欄中の括弧内には、当該欄に記載した日時がいずれの国又は地域における日時か分かるよう、当該国又は地域を記入してください。

14　「国外犯罪被害の発生状況」の欄には、当該被害の原因と考えられる国外犯罪行為の概要やそのような状況に至った経緯を記入してください。

15　この申請書は、次の書類を添えて提出してください。
　⑴　負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける精神又は身体の障害の部位及び状態（精神の障害については状態に限る。また、常に介護を要する状態にある場合にあっては、その状態を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
　⑵　国外犯罪被害者の氏名、生年月日及び本籍を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）
　⑶　上記⑴及び⑵に掲げるもののほか、申請しようとする者が国外犯罪行為又は国外犯罪被害に関する情報その他当該申請に係る裁定に資する情報を記載した書類を有するときは、当該書類（例えば、現地捜査機関が作成した捜査報告書）
　⑷　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第９条第１項第２号イ又はロに規定する公安委員会に申請するときは、申請者の住民票に記載されていた住所に関する戸籍の附票の写しその他の証明書
　⑸　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第９条第４項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書等）

16　この申請書について分からないところがありましたら、警察本部又は領事官にお問い合わせください。